

【よくあるご質問】水道料金の改定について

Q なぜ水道料金を値上げするのですか？

A 人口減少や節水器具の普及に伴う水道使用量の減少により、料金収入も減少していること及び、県営水道の料金改定に伴う受水費の値上げや燃料費を始めとする物価の高騰、老朽化した水道施設の更新などに伴う費用の増加などが見込まれることから、値上げを行います。

Q 改定しないとどうなりますか？

A 令和 8 年度に料金回収率が 100%を下回る見込みです。
これは水道料金収入より費用の方が多く掛かっている状態を指し、安定した事業経営が行えなくなってしまうおそれがあります。
必要な収益が得られなければ、設備投資が十分行えなくなるため、漏水事故などが発生する可能性が高くなり、断水などの発生の可能性が高まります。
安定した給水を継続させるためには改定が必要です。

Q 税金を投入して、安定した事業継続はできないのですか？

A 水道事業は、公営企業のため独立採算を原則としており、事業に必要な費用は、一部を除き、水道料金収入やその他経営に伴う収入で賄うこととされています。

Q 内部留保資金を 13 億円としている理由はなぜですか？

A 内部留保資金とは、運転資金や引当金のほか、大規模災害などで一時的に水道料金収入が確保できない際にも安定した事業経営の行うための備えとして確保しておく必要がある資金のことです。
1 年分の収益的支出（約 18 億円）から現金支出を伴わない減価償却費や資産減耗費などの費用を除いて算出した 13 億円を内部留保資金としています。

Q 平均改定率 22.4%とはどのように算出したのですか。

A 算定期間である令和 16 年度までの料金回収率 100%以上と内部留保資金 13 億円の確保を基本方針として算出した結果です。

Q 算定期間である令和 16 年度までは、新たに料金改定は行われませんか？

A 定期的にモニタリングなどを行い、収支計画と料金改定の必要性を確認していくこととしています。
そのため、想定外の事象（例えば、災害や県営水道の値上げ、物価の大幅上

昇など)により料金改定が必要と判断すれば行うことも考えられます。

Q 算定期間を10年とした理由は何ですか？

A 水道事業は、創設が古く、管路などの施設において、既に更新が始まっており、優先順位などを考慮した更新計画などを定めているため、10年で費用を算出しています。

Q 需要家費、固定費、変動費とは何ですか？

A 需要家費とは、検針や集金、量水器に関する費用など、需要家の存在により発生する費用です。

固定費とは、給水量に関係なく、水道施設を適正に維持していくために固定的に必要な費用から需要家費を除いたものです。

変動費とは、薬品費や動力費、受水費など給水量に比例して発生する費用です。

Q 固定費において基本料金への配分率を現行より高くするのはなぜですか？

A 今後の人口減少に伴い、主な収益である給水収益の減少が見込まれます。そのため、今回の料金改定では安定収入である基本料金の配分を多くして、経営の安定を図ります。

Q 水量料金の少量区分の単価を値上げして、逡増度を下げたのはなぜですか？

A 改定前の料金体系は、水量が多い区分の単価と少ない区分の単価の比(逡増度)が大きく、少数の大量使用者に負担が集中しています。その場合、大量使用者への依存度が高くなり、万が一、その大量使用者が水道水の使用を減らすと、急激に経営が不安定になります。また、大量利用者に依存しすぎると、井戸水などの専用水道への切り替えを実施される可能性が高まり、経営が不安定になります。

以上のことから、持続的に経営の安定を図るために、少量の水量区分の単価を値上げして多数の少量使用者に、負担をお願いすることとしました。

Q この料金改定で半田市の水道料金は他の市町と比べて高くなるのですか？

A 近隣市町でも料金改定の予定をしています。

本市が特に高い料金体系となるとは考えていません。

Q いつから改定後の料金が適用されますか？

A 令和8年10月1日以降の使用分から適用開始となります。

Q 周知はどのように行いますか？

A 検針票、水量のお知らせを始め、ホームページやはんだ市報（令和 8 年度 6 月号）に掲載し、周知します。また、今までには令和 8 年 1 月 28 日、31 日に市役所にて住民説明会を実施しました。

Q 自分の家庭ではどのくらい料金が上がりますか？

A 一般的な家庭（20 口径で月に 20 m³使用）の場合、税抜きで 1 か月 1,960 円から 2,400 円になり、増加額は 440 円です。

Q 値上がりに伴う生活困窮者への減免措置や補助金などはありますか？

A 減免措置や補助金などはありません。

Q 知多半島の他市町の改定状況は？（令和 8 年 2 月時点）

A 東海市…令和 8 年 6 月改定予定
大府市…令和 8 年 6 月改定予定
知多市…令和 8 年 6 月改定予定
常滑市…令和 8 年 4 月改定予定
美浜町…令和 6 年 4 月改定、令和 8 年 5 月改定予定
南知多町…令和 8 年 10 月改定予定

Q 費用面について削減できることは何か？

A システムの共同化などの広域連携によるランニングコストの減、水道管の長期利用による更新費用の平準化、その他デジタル化による紙媒体の減などの事務費削減などがあります。

Q 広域連携でできることは何ですか？

A 料金システムや給排水オンラインシステムの共同化などにより、構築費用やランニングコストの削減、業務項目の統一化による事務効率化を図ることができます。

Q 事務削減の取り組みとして他に何がありますか？

A 稼働の少ない公用車の削減や利用しない電話回線の撤去、デジタル化により紙媒体の削減などがあります。また、機構改革により、上下水道の経理部門と工務部門をそれぞれ統合し、事務効率化を図るとともに、人件費の削減を図ります。

★審議会関係

Q 審議会は何に基づいて開催されていますか？

A 半田市水道料金等審議会条例に基づいて開催しています。

Q 審議会の結果は公表されていますか？

A ホームページで議事録、会議資料を公開しています。

Q 審議会では何を議論しましたか？

A 上下水道事業ともに現在の経営状況を説明し、今後の収益の見込みでは経営が維持できなくなる想定のため、料金改定の必要性和料金改定の内容について議論しました。

Q 答申内容と条例改正案に違いはありますか？

A 答申内容と同様の案となっています。